

勾留理由開示制度の現状

堀 田 尚 徳

- 第1 はじめに
- 第2 勾留理由開示制度が辿った歴史
- 第3 勾留理由開示制度が利用されなくなった原因
- 第4 結びに代えて

第1 はじめに⁽¹⁾

勾留は、その要件や運用の在り方等に関して、研究者・実務家双方から絶えず研究が行われてきたテーマである⁽²⁾。それゆえ、現行刑事訴訟法が勾留に関して定めている各制度についても、常に検討の必要があるといえる。その制度の1つとして、現行刑事訴訟法は、同法82条以下で勾留理由開示制度を定めている⁽³⁾。この制度の存在は、戦前の大正刑事訴訟法とは異なる、現行刑事訴訟法の特徴の1つとして捉えられていた⁽⁴⁾。しかし、実際にはほとんど利用されていない。本稿末尾の《参考資料》に現れているとおり、昭和

-
- (1) 本稿は、北海道大学課程博士(法学)学位審査論文(「身体拘束中の被疑者による証拠開示請求権」)(2016年3月24日授与)の一部に、加筆・修正を行ったものである。同論文の連載は他日を予定しているところ、研究の進展に伴う検討の方向性等の変化により、本稿で取り上げる内容について、連載時には詳細に論じないことにした。そこで、現時点におけるこれまでの研究成果を示しておきたいと考え、その内容を本論集に掲載することにした。
 - (2) 最近では、例えば辛島明「令状1・近時における勾留及び保釈の運用等について」判例タイムズ1484号(2021年)12頁以下等。
 - (3) 刑訴法207条1項により、被疑者段階でも用いられることが予定されている。

27年頃及び昭和44年頃を除いたほぼ全ての年において、勾留状発付数（表中のD）に対する勾留理由開示請求総数（表中のC）の割合が1%未満に止まっているのが現状である。このような現状に至るには、勾留理由開示制度の誕生から現在までの間に何らかの原因が存在するはずであるところ、その原因を分析しておくことは、勾留理由開示制度を活用するための解釈論・立法論を提示する上で必要なことである。なぜならば、この分析により、解釈論・立法論により解決すべき範囲が定まると共に、現状を変えるための方向性も見えてくるからである。そこで、本稿では、勾留理由開示制度が辿った歴史を概観した上で（第2）、勾留理由開示制度が利用されなくなった原因を検討し（第3）、最後に、今後の課題を述べることにする（第4）。

第2 勾留理由開示制度が辿った歴史

1 現行刑事訴訟法制定直後から提起されていた疑問

勾留理由開示制度に対しては、現行刑事訴訟法制定直後から疑問が提起されていた⁽⁵⁾。

1つめの疑問は、この制度を利用して得られる程度の情報など、被疑者・被告人は既に得ているのではないか、というものである。勾留に際しては勾留質問が行われ、被疑者・被告人に対して裁判官が被疑事件・被告事件を告げた上で、被疑者・被告人の言い分を聴くことになっている（刑訴法207条1項・同法61条）。また、被疑者・被告人は勾留状謄本を請求することができ（刑訴規則302条1項、同規則74条）、勾留状謄本には被疑事実の要旨及

(4) 例えば、團藤重光『新刑事訴訟法綱要〔七訂版・第十三刷〕』（創文社、1972年）17頁は、「新刑事訴訟法は、なお、多分に大陸法系の特色をもっているが、しかも英米法の長所が重要な部分において採用されている」と述べた上で、その著しい例の1つとして、勾留理由開示制度を「各種の強制処分における裁判官の令状の必要」、「証拠法の厳格化」、「公判手続の構造における当事者主義の強化」等と並んで挙げている。

(5) 横井大三「勾留理由開示制度の當惑」ジュリスト39号（1953年）6頁以下、8頁。

び刑訴法60条1項各号に定める事由が記載されている。さらに、被疑者・被告人が勾留された際には、弁護人に対して、弁護人がいない場合は被疑者・被告人の法定代理人や親族に対して、法定代理人等もいない場合にはその他の者⁽⁶⁾に対して、通知が為される(刑訴法207条1項・同法79条、刑訴規則79条)。そうすると、被疑者・被告人や弁護人は被疑事実の内容及び刑訴法60条1項各号に定める事由のどれに該当するかについて、勾留理由開示制度を利用するまでも無く既に知っており、被疑者・被告人本人の親族等も(弁護人がいない場合ではあるが)少なくともいかなる犯罪の嫌疑であるのかは知っていることになる。そのような状況下で、弁護人も親族等もいない被疑者・被告人の友人等が勾留の理由を知りたいという場合以外に、勾留理由開示制度を利用することがあるのか、という疑問である。

2つめの疑問は、この制度を利用した場合に、被疑者・被告人にとってどれほど有益な効果が得られるのか、というものである。身体拘束からの解放を求めるならば、勾留に対する準抗告・抗告、勾留取消し、保釈等の制度が存在するのであり、勾留の理由の開示を求めてもそれだけでは何ら身体拘束からの解放につながる法律上の効果を有しないため、勾留理由開示制度を利用することがあるのか、という疑問である⁽⁷⁾。

このように、制度そのものに対する疑問が提起されていた状況であったため、実務においても勾留理由の開示方法は区々であった⁽⁸⁾。

2 昭和27年(1952年)頃の勾留理由開示公判の様子

(1) メーデー事件と法廷闘争

(6) 友人、雇主、アパートの管理人などが多い。松尾浩也監修『条解刑事訴訟法〔第4版増補版〕』(弘文堂、2016年)172頁。

(7) もちろん、勾留理由開示法廷において、身体拘束の根拠となった資料を検察官が積極的に開示するのであれば存在意義はあるが、そのような運用は為されていない。

(8) 中島卓児「勾留及び保釈に関する諸問題の研究」司法研究報告書8輯9号(1957年)302頁、最高裁判所事務総局「メーデー騒擾事件勾留理由開示に関する研究会速記」刑事裁判資料第69号(1952年)1頁以下。

現行刑事訴訟法制定後間もなく、いわゆる法廷闘争が見られるようになった。特に勾留理由開示制度については、公開の法廷で手続が行われることもあり、法廷闘争に格好の手続であるということが分かり、昭和25年（1950年）頃から急激に請求数が増加したようである⁽⁹⁾。例えば、昭和27年（1952年）の地方裁判所における勾留理由開示請求総数は2962件であり、その後の各年の請求総数と比べて非常に高い数値を示している（本稿末尾の《参考資料》表2中のC参照）。これは、昭和27年5月1日に発生したメーデー騒擾事件の被疑者・被告人による勾留理由開示請求が多発し、法廷闘争の場として利用されたことが影響しているとされる⁽¹⁰⁾。

当時の法廷闘争の様子として、例えば、被疑者が傍聴席にいる仲間と共に拍手をする、怒号を発する、罵詈雑言を放つ、裁判官の命令や係員の制止を意に介さずに係員を傷つける、建物を破壊する等の暴力行為に及ぶ、さらには、上記行為が法廷外の者と呼応して行われ、一部の弁護士がこれに加担することもあったようである⁽¹¹⁾。これらの法廷闘争は、勾留理由開示公判に限らず、起訴後の公判廷においても見られた。参考までに、1952年1月から7月までの間に、全国の簡易裁判所、地方裁判所、高等裁判所において、開廷に際して法廷警備を行った回数及び法廷警備に動員した裁判所職員等の総延人数を一覧表にすると、次のとおりになる⁽¹²⁾。

(9) 横井・前掲注(5)8頁。

(10) 最高裁判所事務局刑事局「昭和二十七年の刑事事件の概況」法曹時報5巻12号（1953年）98頁。

(11) この頃の法廷闘争の様子については正田満三郎「法廷斗争の現状について」ジュリスト23号（1952年）24頁以下が詳しい。ただし、あくまで裁判官の立場から見た法廷の様子である。また、横井・前掲注(5)6頁以下は、法廷闘争が起こる原因について、少数派の政治勢力が多数派の政治勢力に包囲された際に、その突破口を見つけようとして法に触れた場合、比較的自由の許される法廷を闘争の場に利用することは、極めて効果的だからであると分析する。

(12) 正田・前掲注(11)24頁以下に基づき、作成した。

月・合計	開廷に際して法廷警備を行った回数		職員動員数 (延)
	簡易裁判所及び地方裁判所	高等裁判所	
1月	79回	4回	4720人
2月	153回	7回	8473人
3月	161回	8回	9341人
4月	165回	9回	8381人
5月	140回	8回	9720人
6月	258回	7回	19661人
7月	236回	12回	23136人
合計	1192回	55回	83432人

(2) 当時の裁判官の認識

前記(1)で挙げたメーデー騒擾事件について、この事件の被疑者・被告人に対する勾留理由開示公判は、東京地方裁判所において、第1回が同年6月2日から同月4日、第2回が同年7月1日から同月4日、第3回が同月17日・18日にわたり実施された。これらの勾留理由開示公判を担当した裁判官による研究会速記録⁽¹³⁾から、当時の裁判官の勾留理由開示制度についての認識を窺うことができる。

勾留理由開示制度に消極的な立場の代表として、田中加藤男裁判官は次のように述べる。

「被告人及び弁護人は証拠を懸命に探るといふ風が見えました。どの辺まであるかというので探りの手を入れてくるから、それをどこまで知らせていいかということが大切だと思うのです。これは訴訟法第四十七條に公判前には訴訟の記録を公開してはいけないという明文がありますから、私は、その立法の精神に反しないように、従来は罪を犯したことを疑うに足る理由と証拠湮滅のおそれは『検察官提出の証拠書類及び証拠物によつて明かである』ということしか言わなかつたが、今度は相当突いて来ますから、

(13) 最高裁判所事務総局・前掲注(8)1頁以下。

それをもう少し変えて、『検察官の面前における被告人以外の供述を総合すると、十分認められる』ということを告げました。そうすると弁護士等は、それだけでは、勾留の理由開示にならないといっているいろいろ突いて来ますから、この法廷は、証拠の開示の法廷じゃない。勾留理由の開示はいままで述べたことで十分だといつてそれ以上質問の進展を抑えました。これでは、なかなか納得しないけれども、何回も繰返して、この法廷ではわしが法であるというものが法である。いかなる見解もわしの見解に反するとき、この法廷では適用しないと最後の駄目を押します。』⁽¹⁴⁾

田中裁判官の発言から窺える勾留理由開示制度についての認識の特徴は、次の3点である。1つめの特徴は、勾留理由開示制度についての自らの考え方を毅然とした態度で示すことで、法廷の混乱を避けようとする姿勢が見られることである。2つめの特徴は、弁護士が勾留理由開示公判中の質問を通じて捜査機関の証拠の内容を知りたがっていると捉えていることである。3つめの特徴は、刑訴法47条を厳格に解釈・適用し、勾留理由開示公判において被告人の身体拘束の根拠となった証拠を被告人側に開示する必要は無いという考えが見られることである。この考えは、起訴前段階において被疑者から勾留理由開示請求が為された場合であっても、同じであろう。

次に、勾留理由開示制度に積極的な立場の代表として、小森庚子裁判官は次のように述べる。

「意見陳述の時間が十分に制限されてから、弁護士は質問に主力を集中して、裁判所の開示が終ると質問で一時間半も二時間もしゃべる。傍聴人は弁護士に同調して、裁判官が答弁に困るか、あまり馬鹿げた質問であきれておると拍手する、あるいは嘲笑する。そうして法廷を混乱に陥し入れる

(14) 最高裁判所事務総局・前掲注(8)29頁。

というのがいまの開示手続の常套なので、開示の裁判官は開示のうちの質問をどう処理するか、この質問が終れば開示は終わったと同様だというような感じを持つているのです。」「質問は許さんという方法にした方がいいのじゃないかという説がある。然し…裁判所に勾留理由の開示をする責任がある以上、やはり全然質問を封ずるということではできないのじゃないか…というふうには私は考えております。…質問の時間に関連して開示の程度をどの程度にするかという問題になると思うが、私は弁護人が裁判所に質問する意図がどこにあるにしても、やはりまじめな質問であれば…懇切丁寧に答弁してやるのがいいのじゃないか。それで…記録を十分検討して、罪を犯したことを疑うに足る事由、勾留の理由もできるだけ懇切丁寧に説明するのが裁判所の態度であり、質問を封ずる手段でもあるだろうというふうを考えて、努めて、事実の説明も勾留の理由もできるだけ詳細に…やっております。…罪を犯したことを疑うに足る相当な事由の場合には、…一件記録…のうちの供述調書のごく一部分を読み聞かして、この記録のうちにこういう供述がある、こういう記載もあるということを読上げて、…公訴事実を認めるだけの証拠は揃っているという納得が行くように読上げております。ただこの際注意しなければならないことは誰の調書だ、誰々の誰に対する調書だということを言わないことです。…そういうことを法廷で明かにすると傍聴に来て居る被告人の身内の者とか、労働組合関係の者などが証人の家に出掛けて行つて証人に圧力を加える。そして、その後を取調べられる際、前の証言を取消させたり、前と全然反対の証言をさせて捜査に支障を来たすことがある相〔原文ママ〕です。…それから勾留の理由ですが、住所のない場合は問題ないのですが、逃亡し、または逃亡のおそれがある場合というような理由をつける場合は、大抵警察官の逮捕手続報告書の中に、逮捕しようとしたところが抵抗したとか、何十メートル逃げたのをやつと追つかけて逮捕したという記載がある。その場合には警察官の逮捕手続書にこういう記載がある。これによつて被告人のこの事件に

対する態度がわかる。それで裁判所は逃亡のおそれあるものと認めるとい
う程度の説明をしております。また被告人が黙秘権を行使して、名前も住
所も言わないというような場合には、被告人がどこの誰だかわからん。…
実際逃亡しないにしても、一たん釈放したが最後、二度と呼出すことがで
きないというような状態は、…六十条三項の逃亡しました逃亡するおそれあ
るものと同様である。従つて逃亡または逃亡のおそれあるものと裁判所
は判断すると説明すると納得するようです。それから罪証を湮滅するおそ
れ、これは必ずしも罪証湮滅のおそれがあるかどうかということとはわから
ないので、今度の騒擾事件のような多衆集合してやつた場合には、こうい
う多衆の犯罪においてはアリバイを作るとかその他の方法でお互に気脈を
通じて罪証を湮滅するおそれがあると裁判所が判断する。罪質からくると
いう説明で納得する。開示のあとの質問ですが、…開示のあとで、先手を
打つて、こういう疑問があるだろうけれどもこれはこういうのだといって
説明しておきます。いままでの代表的な質問は、いまの罪を犯したことを
疑うに足る相当な事由があるといつて読上げた調書は、誰がいつ誰に調べ
られた調書だという質問です。これは…刑事訴訟法第四十七条に『公判前
の記録は公にすることはできない』という条文があるから、この条文で開
示の直後、誰の供述記載か知りたいかもしれないが、裁判所はこの条文に
よつてそれを言うことはできないということで、この点についての開示後
の質問を封ずることができるようです。それから勾留の理由をもつと具体
的に述べろ、これは大抵の弁護人が言うけれども、…よく聞いて見ると、
二つの意味がある様です。一つは罪証を湮滅するおそれ、あるいは逃亡の
おそれということはどういう資料によつて認定するのか。…もう一つ、こ
れは将来逃亡するおそれがある。あるいは罪証湮滅のおそれがあるとい
うのだが、いつどういう方法で逃亡したり罪証を湮滅したりするのか…です。
…裁判所の方から言えば極めて愚な話で、逃亡または罪証湮滅のおそれと
いうことは将来のことだから、まるで話にならぬ質問なんですが、…前以

て、これは将来のことだ。過去にこういう事実があつたということは具体的に述べられるが、刑事訴訟法第六十条三項の逃亡のおそれ、あるいは罪証を湮滅するおそれは、これは所謂虞であつて、将来起り得る可能性であるから具体的に言えない。」⁽¹⁵⁾

小森裁判官の発言から窺える勾留理由開示制度についての認識の特徴は、次の4点である。1つめの特徴は、弁護士からの質問に対する応答や勾留の理由の告知を丁寧に行うことが、法廷の混乱を避ける手段になるとする姿勢が見られることである。2つめの特徴は、勾留理由開示の程度について、関係者の氏名等が明らかにならないよう配慮しつつ具体的な資料を示していることである。3つめの特徴は、刑訴法47条を緩やかに解釈し、関係者の氏名等が明らかにならないような方法であれば同条に反しないと考えていることである。4つめの特徴は、罪証隠滅のおそれについては、将来起り得る可能性に関する話であるため、具体的に述べることはできず、犯罪の性質から判断せざるを得ないと考えていることである。

上記のような各裁判官の発言から窺える内容を総合すると、勾留理由開示制度の運用の仕方については定説が無く、どの裁判官も迷いながら手探りで進めていることが分かる。特に、勾留理由開示の程度については、両極端な運用が併存しており、制度として機能しているとは言い難い側面があったようである。また、弁護士は開示法廷の場で政治情勢を長々と喋るなどして、傍聴人を教育しようとしているのではないかという発言⁽¹⁶⁾や、開示制度が悪用されており廃止する方向に出来ないかという発言⁽¹⁷⁾に見られるように、勾留理由開示制度の創設から10年も経たないうちに、裁判官自身が制度の存在意義を見出しがたいと感じている様子が窺える。

(15) 最高裁判所事務総局・前掲注(8) 31～34頁。

(16) 最高裁判所事務総局・前掲注(8) 40～41頁 [田中加藤男発言]。

(17) 最高裁判所事務総局・前掲注(8) 42頁 [小森庚子発言、横川敏雄発言]。

(3) その後の勾留理由開示制度

昭和 28 年（1953 年）以降、勾留理由開示請求総数は減少傾向に転じた。もっとも、勾留理由開示制度については、この頃の利用状況をふまえ、「人身保護法の行われている現在、重複的人身保護の制度とも見られる勾留理由開示の制度は本来無用のものであり、現在においても之は唯極く限られた少数の者の訴訟戦術、思想宣伝乃至は裁判所侮辱の具に供せられている状態であることを思うならば、この制度を廃止することは、来るべき刑法改正の一問題としてとり上げべきものと考えられる」という批判が為された⁽¹⁸⁾。

3 昭和 35 年（1960 年）頃の勾留理由開示公判の様子

(1) 勾留理由開示法廷における裁判官の訴訟指揮

勾留理由開示制度については、一部に、同制度の目的を、勾留の不当や勾留の原因となった逮捕の不当を徹底的に攻撃し追究すること、逮捕・拘留された者を激励すること、以上のことを通じて自らの勢力を示すことと捉える人々がいたようである⁽¹⁹⁾。また、弁護士の中にも、「法廷闘争における打撃目標が裁判所及び検察庁に指向されるのは当然である」⁽²⁰⁾ とする考えが存在したようである。このような人々が勾留理由開示制度を利用したため、裁判所側も厳格な対応を迫られることになった。勾留理由開示公判期日における裁判官による訴訟指揮のうち、このような厳格な対応の例をいくつか挙げると次のようになる。

ア 昭和 35 年（1960 年）7 月 11 日の勾留理由開示公判における訴訟指揮⁽²¹⁾

ハガチー事件⁽²²⁾ の被疑者である共産党横須賀地区委員長に対する勾

(18) 最高裁判所事務総局刑事局「昭和二十八年における刑事事件の概況」法曹時報 6 巻 11 号（1954 年）70 頁。

(19) 日本国民救援会『弾圧に対する心得－搜索・任意出頭・逮捕・取調・黙秘の虎の巻』（日本国民救援会，1959 年）55 頁。

(20) 青柳盛雄「法廷闘争の本質」法律時報 26 巻 2 号（1954 年）21 頁以下，25 頁。

留理由開示公判期日において、東京地裁刑事第14部(勾留部)所属の富川秀秋裁判官が、主任弁護人を指定した。これに対して、弁護人が、裁判所による一方的な主任弁護人の指定は従来の慣例に反するとして抗議の意見を述べたところ、同弁護人は拘束され、法廷秩序維持法(「法廷等の秩序維持に関する法律」。昭和27年7月31日法律第286号)第2条第1項⁽²³⁾により、過料としては最高額の3万円の制裁を受けた。

イ 昭和35年(1960年)8月1日の開示公判での訴訟指揮⁽²⁴⁾

(21) 1960年7月11日の勾留理由開示公判について、法廷秩序維持法に基づき過料に処せられた弁護人本人が紹介したものとして、寺本勤「退廷、拘束、過料 - 裁判所の訴訟指揮権とは何か -」法学セミナー54号(1960年)66頁以下。同論文によれば、当時の法廷は「東京簡裁刑事一号法廷というごく狭い部屋」で、傍聴席に入れずに返される人もいたようである。また、法廷入口では身体検査が行われ、女性のハンドバッグの中を開けて調べることもあったようである。さらに、「傍聴人24人の制限に対して、法廷内だけで12人の看守が立ち並んだ」という警戒態勢であったようである。1960年7月11日の勾留理由開示公判及び同年8月8日の勾留理由開示公判を基に、当時の裁判官と弁護人との対立の様子を紹介した上で、法廷秩序維持法に弁護人の立場から危惧を表すものとして、森長英三郎「勾留理由の開示と法廷侮辱」世界178号(1960年)196頁以下。

(22) アメリカのアイゼンハワー大統領の秘書官であるハガチー氏が、大統領の訪日の事前打ち合わせのために来日したところ、安保に反対するデモ隊が同氏を取り囲んだ事件。

(23) 【法廷等の秩序維持に関する法律】

(この法律の目的)

第一条 この法律は、民主社会における法の権威を確保するため、法廷等の秩序を維持し、裁判の威信を保持することを目的とする。

(制裁)

第二条 裁判所又は裁判官(以下「裁判所」という。)が法廷又は法廷外で事件につき審判その他の手続をするに際し、その面前その他直接に知ることができる場所で、秩序を維持するため裁判所が命じた事項を行わず若しくは執つた措置に従わず、又は暴言、暴行、けん騒その他不穏当な言動で裁判所の職務の執行を妨害し若しくは裁判の威信を著しく害した者は、二十日以下の監置若しくは三万円以下の過料に処し、又はこれを併科する。

2 監置は、監置場に留置する。

6月15日国会構内立入事件被疑者に対する勾留理由開示期日において、東京地裁刑事第14部(勾留部)部長飯守重任裁判官は、予め用意された原稿を法廷で読み上げるという方法で、次のとおり勾留理由を述べた。

「被疑事実は、勾留状記載のとおり。右事実は、検察官提出の疎明資料により疎明されている。勾留の必要性は刑訴60条1項2号罪証いんめつのおそれがあるからである。というのは、本件の集団的性質、動機、態様等諸般の事情にてらして罪証いんめつのおそれありと認定した。なお、勾留理由の開示法廷では証拠を開示する必要はない。事件は捜査中であるので、証拠を開示することは捜査の妨害となるからである。勾留理由の告知は勾留当時の理由を示せば足り、勾留を継続している理由を告知する必要はない。従って勾留理由の告知は、この程度で十分である。」

-
- (24) 1960年8月1日の勾留理由開示公判における裁判官の訴訟指揮の内容を詳細に紹介するものとして、寺本勤「特集 勾留理由開示をめぐって 勾留理由開示期日と裁判所」法律時報32巻11号(1960年)138頁以下。本文中に記載した勾留理由開示公判の様子は、全て上記論稿の記述に基づく。また、これらの訴訟指揮の問題点を指摘するものとして、光藤景皎「特集 勾留理由開示をめぐって 法令違反の訴訟指揮」法律時報32巻11号(1960年)124頁以下、井上正治「特集 勾留理由開示をめぐって『意見の陳述』は何のためか」法律時報32巻11号(1960年)126頁以下、中武靖夫「特集 勾留理由開示をめぐって 司法の威信を傷つける」法律時報32巻11号(1960年)127頁以下、「弁護人の立場から—松本弁護士に聞く」法律時報32巻11号(1960年)133頁以下。解決策を模索するものとして、松尾浩也「特集 勾留理由開示をめぐって 解決の道はどこにあるか」法律時報32巻11号(1960年)128頁以下。勾留理由開示手続の在り方を検討するものとして、鴨良弼「特集 勾留理由開示をめぐって 勾留手続のありかたと裁量権」法律時報32巻11号(1960年)129頁以下、平野龍一「特集 勾留理由開示をめぐって 裁判自体の再検討を」法律時報32巻11号(1960年)131頁以下。

次に、弁護人が裁判官の告知した内容についてなお不明確な点を質問したいと述べたことに対して、飯守裁判官は次のように述べた。

「従来の例にかんがみて、もし質問を許すと、被疑事実中、たとえば“等”とあるのは何か、というように際限がつかなくなる。なかには知っているながら質問のために質問する者もでてくる。質問は一切許さない」。

これに対して、弁護人が、①裁判官の解釈によれば、勾留状謄本を受け取っている現在、わざわざ開示期日を設ける必要がどこにあるのか、②罪証隠滅のおそれがあるというが、事件後1か月半が経過した今日、捜査もほとんど完了しているのではないか、③弁護人の質問は刑訴規則85条の3により許される意見陳述の前提となり不可欠なものであるところ、初めから全面的に質問を禁じることは不当である、などとして異議を申し立てた。このような弁護人の異議に対して、飯守裁判官は異議を棄却した上で次のように述べた。

「憲法、訴訟法の規定した勾留理由開示は、勾留状に記載したものを述べるだけで十分である。裁判官の見解に反論する弁護人は、勾留状の謄本を受け取っている現在、それでは理由開示の意味はないではないかといっているが、従来、裁判官が開示法廷で質問を許していたのは、不必要な譲歩であった。質問に答えるならば時間がのびるばかりでなく、法廷闘争のふんい気が生じる。この種の労働公安事件では納得ということはありえないから、納得のゆくまで答えるべきだという弁護人の見解は根拠がない」。

同裁判官はさらに続けて、

「いままで裁判官は譲歩してきた。しかし本件法廷の弁護人の態度から考えて、開示手続の方法を変える。昭和28年の刑訴改正前までは、開示手続は公開の法廷でしなければならないものだったが、改正後は開示手続のうち、ただ勾留理由だけを公開の法廷で告知すればいいことになった。そして勾留理由はすでに公開の法廷で告知したとおりである。本件は、弁護人、被疑者の意見陳述は、非公開ですることにする」

と述べ、傍聴人のうち日本弁護士連合会中央法廷委員3名だけを残して、他の傍聴人に対して退廷を命じた。その上で、同裁判官は、

「刑訴84条2項但書は、今日まで部分的にこれを適用したことはあったけれども、全面的に行ったことはない。しかし私の一年位の経験によると、弁護人は裁判官の訴訟指揮に従わず、質問、釈明要求を連発して、発言を制止しても発言を継続し、弁護人に退廷を命じたこともある。また傍聴人を背景にして政治演説がなされることも多い。いままで裁判所は我慢して方向の改まるのを待ったが、今日も理由のない異議を申し立てた。刑訴84条2項但書を適用するかどうかは、裁判官の全くの自由裁量である。この但書にもとづき、本件法廷では弁護人、被疑者の意見陳述に代え、意見書を提出するよう命令する。」

と述べて被疑者側の意見陳述を禁止した後、検察官側に意見陳述を求めた。検察官側が意見は無い旨を述べたので、同裁判官は閉廷を宣言した。ウ 昭和35年（1960年）8月8日の開示公判での訴訟指揮⁽²⁵⁾

東京地裁刑事第14部（勾留部）部長飯守重任裁判官は、1週間前の

(25) 1960年8月8日の勾留理由開示公判について、8月18日に行われた真相報告会における報告に基づき紹介するものとして、吉川経夫「東京地裁刑事十四部への疑問－最近における勾留理由開示公判の諸問題」法学セミナー55号（1960年）66頁以下。

8月1日に行われた勾留理由開示公判と同じように、予め用意された原稿を法廷で読み上げ、これに対する一切の質問及び釈明要求の禁止、法廷における意見陳述に代えての意見書提出命令、という方法で、勾留理由開示手続を進めたようである⁽²⁶⁾。また、裁判官に対する忌避申立てを為し、申立理由を述べた弁護人は、その発言中に「裁判官の威信を傷つけるもの」があるとされ、拘束・退廷を命ぜられ、法廷秩序維持法(「法廷の秩序維持に関する法律違反」)違反により、監置20日の制裁を受けた。

エ 当時の勾留理由開示公判期日における裁判官による訴訟指揮の特徴

前記ア～ウで紹介した勾留開示公判期日における裁判官による訴訟指揮の特徴は、次の5点にまとめることができる。1つめの特徴は、勾留理由開示法廷においては、予め用意した原稿を読み上げるのみで、それ以上の補足説明はせず、弁護人からの質問・釈明要求には応じない運用が見られることである。2つめの特徴は、勾留理由開示法廷では、捜査中であることを考慮し、身体拘束の根拠となった疎明資料を開示する必要は無いとする運用が見られることである。3つめの特徴は、勾留理由の告知は、勾留当時の理由を示せば足り、勾留を継続している理由を示す必要は無いとする点である。4つめの特徴は、(8月1日の勾留理由開示公判で為されたのみであるが)昭和28年の改正により、公開の法廷で行わなければならないのは勾留理由の告知のみであり、意見陳述は非公開で行ってよいとする運用が見られることである。5つめの特徴は、刑訴法84条2項但書を適用するか否かは裁判官の自由裁量に委ねられており、被疑者・弁護人による意見陳述に代えて意見書の提出を命ずることができるとする運用が見られることである。

このような訴訟指揮は、研究者や弁護士からの強い批判にさらされ

(26) なお、退廷命令及び非公開の決定は為されなかったようである。

ることになる⁽²⁷⁾。例えば、1つめの特徴に対しては、勾留理由の告知が被疑者・弁護人による意見陳述(刑訴法84条2項)の前提となるものであることからすると、告知内容に不明確な点、理解できない点がある場合に、被疑者・弁護人が裁判官に対して質問し、これに対して裁判官が応じることは、告知の一部分と考えるべきである、とされており⁽²⁸⁾、1つめの特徴に関する訴訟指揮はこれに反する旨の批判が為された。

また、4つめの特徴に関わる訴訟指揮は、昭和28年改正後の刑訴法83条に基づくものである。すなわち、昭和28年改正前の刑訴法83条は「開示の手続は、公開の法廷でこれをしなければならない」と規定していたところ、昭和28年改正後の刑訴法83条では「勾留の理由の開示は、公開の法廷でこれをしなければならない」とされ、文言上は「理由の開示」のみを「公開の法廷で」行えば足りると読めなくもないものであった。そこで、東京地裁刑事第14部(勾留部)の部長である飯守重任裁判官が1960年8月1日に行った勾留理由開示公判では、公開の法廷で行うべきは理由の告知のみであり、被疑者・弁護人の意見陳述(刑訴法84条2項)は非公開で行ってよいという理解に基づき、傍聴人に対して退廷が命じられたのである。しかし、このような理解に対しては、改正当時から既に憲法34条後段についての「おどろくべき文理解釈」⁽²⁹⁾という評価が為されており、昭和28年の刑訴法83条の趣旨は、期日の指定、期日の変更、被告人の召喚、関係人に対する通知、開示期日の調書の作成等の勾留理由開示に関わる諸手続のうち、「公開の法廷であることを要するのは勾留の理由開示だけであることを…明

(27) 批判の全体像について、吉川・前掲注(25)68～69頁。

(28) 松尾浩也「逮捕・勾留」法学セミナー56号(1960年)42頁以下、46頁。

(29) 團藤重光「刑事訴訟法の一部を改正する法律-批判と解説-」法律時報25巻9号(1953年)55頁以下、59頁。

らかにしたもの」⁽³⁰⁾であるとの理解が示されていた。また、8月1日に為された訴訟指揮は、これらの理解に反するものであり、「理由開示に公開が要求されているのは、司法権力による人身の拘禁を、常に国民の監視下に置き、司法権力の専横をチェックするという自由主義的な意味を持つものであるから、国家の側からする一方的な理由の告知のみならず、被拘禁者の側の意見も、一般国民の前に公開するのになければ、制度本来の効果は期待できない。」等の批判が為された⁽³¹⁾。

さらに、5つめの特徴に関わる訴訟指揮は、昭和28年改正により新設された刑訴法84条2項但書（「裁判長は、相当と認めるときは、意見の陳述に代え意見を記載した書面を差し出すべきことを命ずることができる。」）によるものであった。しかし、この規定に対しては、改正当時から批判が強く⁽³²⁾、また、「相当と認めるとき」（刑訴法84条2項但書）とは、被告人等が、勾留の理由についての事項の範囲を逸脱して陳述を行い裁判長の制限に従わないときのように、「勾留の理由についての意見の陳述を放棄したものとみられてもやむをえない」ような場合であるべきであり、「単に法廷の喧騒を見越してはじめてから書面の差出を命じるようなことは、違憲の疑いをまぬがれない」という理解⁽³³⁾に基づき、違憲の訴訟指揮であるとの批判が為された⁽³⁴⁾。

(30) 吉田常次郎「強制処分」日本刑法學會編『改正刑事訴訟法 附刑法等の一部改正・逃亡犯罪人引渡法 一解説と批判一』（1953年）42頁。

(31) 中武・前掲注（24）127頁以下。

(32) 例えば、高田卓爾「刑訴一部改正について」日本刑法學會編・前掲注（30）222頁以下、224頁は次のように批判する。「憲法第三四條が『…その理由は、…公開の法廷で示されなければならない』と規定して意見陳述の點にふれていない間隙を利用して書面によらせ得るようにしたのは、巧妙といわばいえ、誠に卑劣なやり口といわざるを得ない。」

(33) 團藤・前掲注（4）396頁。

(34) 中武・前掲注（24）127頁以下。

(2) 当時の最高裁長官の発言から窺える裁判所の姿勢

これらの批判を受けた東京地裁刑事第14部（勾留部）による勾留理由開示公判の運用であるが、その運用は、1959年夏以降、より顕著に表れるようになったという⁽³⁵⁾。この時期の最高裁長官である田中耕太郎は、昭和35年1月22日に開催された高等裁判所、地方裁判所刑事担当上席裁判官、家庭裁判所上席裁判官会同における挨拶において、次のように述べている。

「最近各地の法廷において、とくに公安労働関係の事件の勾留理由開示等の公判にあたって、一部の傍聴人や被疑者等が、裁判官の制止を無視して、喧噪をきわめ、怒号罵声を発し、裁判所の構内において多衆をたのんで示威運動を行う等の悪質な事例が頻発しているのであります。のみならず、はなはだしきに至つては法曹として法廷秩序の維持のため裁判所に協力すべき立場にある弁護士までが、故意に出廷を拒否し、あるいは裁判官のささいな言動をとらえて執拗にこれを難詰し、または不公平な裁判をする虞れがあるという理由で同一期日に連続数回にわたつて裁判官忌避の申立を繰り返す等明らかに法廷闘争の意図に出たと認められるような事例さえ見受けられるのであります。」「我々裁判官は、外国において容易にその類例を見出しがたいかのような病理現象に直面して、法廷の秩序の維持こそ司法に不可欠な基本条件であり、さらに遡つて民主政治の生命線であるという認識と確信に徹底し、自己の職場を守り抜かねばなりません。」「我々はこの種の事態に対処するために、刑法の公務執行妨害罪や裁判所法の審判妨害罪の諸規定のほか、法廷等の秩序維持に関する法律の存在を忘れてはなりません。」「裁判官は、自己の責任の重大なることを自覚し、この法律を死文に終らしめることなく、その認めている権限を全面的に活用し、以て事態に対処しなければなりません」⁽³⁶⁾。

(35) 吉川・前掲注(25)67頁。

続けて田中最高裁長官は、同年5月25日及び同月26日に開催された高等裁判所長官、地方裁判所長、家庭裁判所長会同においても、次のような発言をしている。

「裁判所が憲法上認められた高い地位は、民主主義体制の下では国民一般の理解ある支持なしには維持することができず、また裁判官はこれなしには支障なくその職責を遂行することが至難であります。このことは裁判所が未曾有の困難に直面する現状において、とくにしかりとするのであります。その困難というのは、わが社会の内部に民主主義体制を革命によつて顛覆しようとする、国外の影響下にある組織的な勢力が存在し、…司法の分野においてとくに公安、労働関係事件の審理に際し、裁判所の正当な権威を否定しその正常な機能を麻痺させる法廷鬭争の行動となつて発現していることであります。」「この種の事件に関しては、審理方法について速かに適切な工夫を講じ、必要があれば手続の改正を考えること以外に、裁判所だけでなし得ることとして、訴訟指揮権の一層厳正な行使が要望されるのであります。」「かりに厳正な訴訟指揮の結果として法廷が混乱に陥ることがあつたにしても、それは裁判官の責任ではなく、裁判所の命令にしたがわない者に対しては、公務執行妨害罪、審理妨害罪の規定または法廷秩序維持に関する法律を適用審理の妨害を排除することに、いささかも躊躇してはならないのであります。」⁽³⁷⁾

上記の田中最高裁長官の発言に対しては、特に法廷秩序維持法を躊躇なく適用することを明言したことについて弁護士の立場から批判が為された。す

(36) 「田中最高裁判所長官あいさつ」裁判所時報 298号(1960年)1頁。

(37) 「田中最高裁判所長官訓示」裁判所時報 306号(1960年)1頁。

なわち、法廷秩序維持法は、侮辱されたという被害者の裁判官が、その場で対象者を拘束して制裁を加えることができ、その裁判官の事実認定には上訴も許されないという悪法であり、この法律の適用に対しては裁判官の慎重な態度が要望されるべきである⁽³⁸⁾、というものである。

この田中最高裁長官の一連の発言から窺えるのは、勾留理由開示制度が法廷闘争の場として用いられてしまい、その結果、制度を適切に運用すべき裁判官の立場からも、本来果たすべき役割について検証しどのように活用すべきかに重点が置かれるのではなく、法廷闘争を力で押さえるという対立姿勢に重点が置かれてしまっていることである。

勾留理由開示の法廷が荒れる法廷となった原因については、例えば、勾留理由開示「手続の法廷は、既に裁判（勾留）はなされた後のものであり、爾後になされる裁判の結果がどうあるかということからくる心理的抑制の働く余地も少ない上に、勾留の不当を主張できる直接の相手が法廷闘争の打撃目標である裁判所又は裁判官であるから」、法廷闘争の本質とその任務を裁判所及び検察庁が法廷で行う司法権の発動の階級性、ファッション性と闘うことであると考える者達にとって、「開示手続こそその抱懐する法廷闘争を実践するのに最も適した場所であると考えてるのは当然である」⁽³⁹⁾という分析がなされている。

このような状況下において、勾留担当の裁判官の中には「勾留の目的を出頭の確保のみにおく英米法の流れにそって勾留制度を前進させることが望ましいと考え、従って罪証隠滅の虞れを勾留の理由から削除すべきものと考える。」「かりに罪証隠滅の虞れを存置やむなしとするならば、現行の勾留理由開示手続などはこれを廃止し、勾留状について簡易迅速な口頭弁論による勾留審査手続を設け、口頭弁論方式によって当事者の意見を聴いて、勾留状を

(38) 森長・前掲注(21)198頁。

(39) 門馬良夫「勾留理由開示手続における『開示すべき理由』についての一考察」司法研修所報28号(1962年)96頁以下、108～109頁。

維持すべきか、廃止すべきか又は保釈すべきか等を決定する制度…の導入が望ましい」⁽⁴⁰⁾とする意見があった。

4 昭和40年(1965年)頃の勾留理由開示公判の様子及び裁判官の認識

数は減ったものの⁽⁴¹⁾、相変わらず法廷闘争の場として利用されることがあったようである。裁判官から見ると、勾留理由開示制度は「裁判官としては実に嫌な仕事である」とされ、その理由は「開示法廷がややもすると法廷闘争の場面として利用される傾向があつて、裁判官が、一生懸命に開示制度の趣旨に従つて勾留理由を説明しても、仲々納得せず、釈明要求というような形で吊しあげをしようというような動きがあるから」とされている⁽⁴²⁾。また、弁護人の中には、「裁判官が若ければ、法律の条文なんか詳しく知らないかもしれないから、答えられるかどうか一応聞いてやれという意図がありありと窺える」ような釈明を求める者もいたようである⁽⁴³⁾。

5 昭和44年(1969年)頃の勾留理由開示公判の様子

昭和44年(1969年)の簡易裁判所及び地方裁判所における勾留理由開示請求総数は、昭和27年ほどではないものの、前年の昭和43年と比べて急激に上昇している(簡易裁判所では412件、地方裁判所では2297件)。これは、昭和44年中に学生を中心とする集団事件が多数発生し、この種の事件で勾留された被疑者・被告人の多くが勾留理由開示の請求をしたためとされる⁽⁴⁴⁾。

(40) 寺尾正二「刑訴第六〇条論—勾留裁判官の嘆息—」法曹時報13巻9号(1961年)1頁以下、41頁。

(41) 熊谷弘ほか「勾留理由開示の実務上の諸問題(一)」判例タイムズ184号(1966年)62頁以下、64頁〔箕原茂広発言〕は、安保闘争の頃との雰囲気の違いを指摘する。

(42) 熊谷弘ほか・前掲注(41)62頁〔熊谷弘発言〕。

(43) このような釈明要求に対応するために、裁判官は「予想される釈明要求を1つ1つ想定して、それに対し答えるべきかどうかを考え、答えて良いと思う事項についてはどう回答をするか、まで準備したという。熊谷ほか・前掲注(41)63頁〔小泉祐康発言〕。

第3 勾留理由開示制度が利用されなくなった原因

前記第2をふまえると、勾留理由開示制度がほとんど利用されなくなってしまった原因について、次のようにまとめることができる。

1 制度の不安定さ

勾留理由開示制度については、裁判官の間でもその運用について意見が分かれてしまい、その結果、不安定な制度となってしまった。このような不安定さは、より具体的には次の(1)から(3)の3点に表れている。

(1) 裁判官(裁判所)と被疑者・被告人・弁護人側とが対立するような構造

裁判官(裁判所)は、本来中立的な立場で判断を行うことを職務とするはずであるにもかかわらず、実際の勾留理由開示公判においては、前記第2の2(2)、3(2)及び4で述べたとおり、裁判官(裁判所)と被疑者・被告人及び弁護人とを対立させるような司法制度本来の建前に反する手続になってしまっている⁽⁴⁵⁾。被疑者・被告人及び弁護人は、身体拘束の根拠となる証拠について知りたいため、裁判官(裁判所)による勾留の理由(及び必要性)の告知に続いて求釈明を行うが、それは裁判官(裁判所)自身が公開の法廷で被疑者及び被告人の批判にさらされることを意味し、まるで裁判官(裁判所)が被疑者・被告人の立場に立たされるような構造になってしまっているのである⁽⁴⁶⁾。

(2) 勾留の取消し・保釈制度と結び付いていない

勾留理由開示請求をした被疑者・被告人及び弁護人としては、勾留の理由の無いことを述べて勾留を取り消してもらうことに主眼がある⁽⁴⁷⁾にも関わらず、日本の勾留理由開示制度は、裁判官としては勾留の理由を告げればよく、勾留取消ししないし保釈の請求に対する弁論を告げなくてよいことになってい

(44) 最高裁判所事務総局「昭和四四年における刑事事件の概況(上)」法曹時報22巻12号(1970年)76頁。

(45) この点を指摘する先行研究として、松尾・前掲注(28)47頁、門馬・前掲注(39)108～109頁等。

る⁽⁴⁸⁾。そのため、被疑者・被告人及び弁護人としては、敢えて勾留理由開示制度を利用しようという気持ちにならないのである。

(3) 勾留理由開示の程度が不十分

勾留理由開示請求を行うと、弁護人は求釈明書⁽⁴⁹⁾及び意見書(刑訴法84条2項但書, 刑訴規則85条の3第2項)を提出することができる。勾留理由開示期日においては、公判廷において、裁判官から被疑者・弁護人に対して勾留理由の開示及び求釈明書に対する回答が為される⁽⁵⁰⁾。勾留理由開示公判

(46) 横川敏雄編『逮捕・勾留・保釈(刑訴実務の総合研究)』(日本評論新社, 1958年)141頁[横川敏雄発言], 松尾・前掲注(24)128頁以下, 熊谷弘編著『逮捕・勾留・保釈の実務』(日本評論社, 1965年)202頁[前田知克発言]。松尾・前掲注(28)47頁は、法が被疑者側に意見陳述の権利を認めた結果、法廷で裁判官と被疑者側とが正面から対立するという不幸な手続が生まれたことを指摘する。また、勾留理由開示公判を担当した裁判官からは、次のような感想も述べられた。すなわち、裁判官側が「相当詳細な理由の告知をやつても、弁護人のほんとうに望んでいるような事件の内容を知るといふようなことは、とうてい出来ませんし、どのようにやつても請求者側にとって不満足な形で終ることは、最初から見えて透いているわけです」。熊谷ほか・前掲注(41)63頁[小泉祐康発言]。このような感想は、まさに、裁判官に勾留の根拠となった証拠まで開示させようとする、被疑者・被告人及び弁護人と裁判官とが対立するような構造になってしまうことを表しているといえる。

(47) 熊谷・前掲注(46)202頁[千葉和郎発言]。

(48) ここでの「告げなくてよい」とは、あくまで刑事訴訟法の規定の文言には反しないという意味である。

(49) 法律上の明確な根拠は存在しないが、実務上、提出できるとされている。

(50) 丹治初彦『捜査弁護覚書』(現代人文社, 2005年)123頁は、求釈明の工夫について次のように述べる。「傷害事件の被疑者として勾留され、当該事件について否認している場合には、勾留を認めた証拠として被害者の供述調書、診断書等があることは明らかであろうが、目撃者の存在が予想されるとき、弁護人としては釈明しておきたいところである。具体的目撃者の氏名についてまで開示させることは困難であるが、目撃者が捜査官であるのか、被害者の家族であるのかなど、その立場を明らかにする程度の開示がなされても捜査の密行性に反せず、・・・目撃者が、たとえば捜査官であるとの釈明を受ければ、これに対する罪証隠滅の恐れはないはずであり、勾留の必要性なしとの主張に結びつけることができることになる」。

における弁護人にとっての最大の問題は、勾留の理由及び勾留の必要について、その根拠・証拠をどの程度明らかにさせることができるかであるとされている。もっとも、裁判官が開示する勾留の理由は簡単なものが多く、捜査の密行性を理由に、勾留状謄本と同程度のものしか開示されないことがある⁽⁵¹⁾。また、被疑者・弁護人からの求釈明に対しても、明確な答えが裁判官から返ってくることは少ないようである⁽⁵²⁾。

このような対応の基になったのは、前記第2の2（1）及び（2）で述べたとおり、勾留理由開示制度の創設後間もない時期からその存在意義に疑問が出され、運用の仕方も担当裁判官によって区々であったことである。その結果、現在に至っても、勾留理由開示請求をするメリットが、被疑者等に存在しなくなってしまった。

2 それ以外の原因

前記1（1）から（3）の他に、次のような原因も挙げられる。

（4）被疑者段階での国選弁護制度の整備が為されていなかった

弁護人が出席しなければならない（憲法34条後段）にもかかわらず、被疑者が勾留されている段階での国選弁護制度が不十分であった。

（5）不幸な歴史

前記第2の2（1）、3（1）イで述べたように、勾留理由開示制度が労働事件・公安事件等に利用され、勾留理由開示公判が法廷闘争の場と化してしまったため、裁判所側としても勾留理由開示公判に対して厳格な態度で臨むことになり、その態度は、開示の程度につき消極的な姿勢として現れ⁽⁵³⁾、それが

(51) 裁判官によっては、手元にある捜査記録一式から、捜査の端緒や供述内容等についてある程度踏み込んだ内容の回答をすることもあるようである。大賀浩一「勾留理由開示公判後の勾留取消し」季刊刑事弁護6号（1996年）112頁以下、114頁。

(52) 例えば、勾留理由開示公判における弁護人と裁判官との間で行われたやり取りを紹介し、両者の問答がいかに噛み合わないかを示したものとして、高野隆＝高田昭正「身柄拘束を争うための証拠開示」季刊刑事弁護19号（1999年）40頁以下、42～44頁〔高野隆執筆〕。

結果的に、意見陳述権の制限等の被疑者・弁護人の権利を制限する方向に繋がってしまった。

(6) 弁護人の姿勢という側面

弁護人は特に被疑者の身体拘束について、逮捕・勾留共に十分監視しなければならぬにもかかわらず、今まで弁護人はこの点につき十分の努力を払ってきたのであろうかという指摘もある⁽⁵⁴⁾。

3 解釈・立法により解決すべき原因

前記1及び2で挙げた原因のうち、解釈論・立法論により解決すべきは(1)から(4)である。これらのうち、(4)については、被疑者国選弁護制度(刑訴法37条の2、同法37条の4)や当番弁護士制度により一定の解決が図られた。しかし、(1)から(3)の原因は、未だに残存しているといつてよい。

(53) 例えば、メーデー事件の頃に大量に勾留理由開示請求が為された際には、勾留理由の告知に関して、裁判官から次のような発言が見られた。すなわち、「裁判所から進んで〔刑訴法60条1項-引用者注〕各号に該当する事実を説明する必要はないと思う、先方から聞いて来たら、裁判所は疎明資料によつて罪証隠滅の虞れがあるとか、逃亡の虞れありということ認定しておるのだということ突つばね其れ以上食ひ下つて来ても答弁する必要はないとはつきり言つてもいいのじやないかと思ひます」という発言である。このような考え方の背景には、「具体的にいろいろ言うから向うから食ひ下つて来る。言わなければいいのです。」といった発言や、「僅かの時間で多数の事件の開示をやらねばならぬので〔原文ママ〕争点を少くして問題を起さずに切り抜ける、これが一番賢明だ」といった発言に表れているように、勾留理由の告知に対する厳格な姿勢あるいは消極的な姿勢がある。最高裁判所事務総局・前掲注(8)72頁〔香取嘉久男発言〕、78頁〔小川泉発言〕。

(54) 元裁判官の立場からこの点を指摘するものとして、野瀬高生「裁判官から見た刑事弁護人のあり方」自由と正義24巻2号(1973年)53頁以下、58頁。弁護士の立場からこの点を指摘するものとして、若松芳也「逮捕勾留に対する弁護活動」自由と正義38巻7号(1987年)42頁以下、44頁。検察官の立場から刑事事件における検察官と弁護士の質の差を指摘するものとして、「研究会 刑事法における学説と実務」ジュリスト756号(1982年)52頁以下、60頁〔河上和雄発言〕。

第4 結びに代えて

これまでに述べてきた勾留理由開示制度の現状において、弁護人が、勾留理由開示制度について見出している意義のうち、勾留理由開示以外のものとしては、次のものが挙げられる⁽⁵⁵⁾。

- ① 被疑者に対して違法若しくは不適切な取調べ等が行われている場合、その事実を勾留理由開示公判において明らかにすることにより、違法な取調べ等についての証拠を確保する。
- ② 違法な取調べ等を公判廷で明らかにすることによって、捜査機関に対し違法な取調べ等を行わないよう牽制する。
- ③ 被疑者や弁護人の意見陳述において、今後の勾留延長の阻止や勾留取消を目的として、被疑者の勾留の不当性を主張する。
- ④ 勾留開示公判の間、被疑者を一時的であっても留置場又は拘置所から解放する。
- ⑤ 被疑者が勾留開示公判において傍聴席にいる家族等と顔を合わせることができる。長期間、家族等から遮断されることが被疑者にとっては大きな精神的負担となる。家族等と顔を合わせる機会を得ることは、精神的支えとなる。
- ⑥ 黙秘権を行使している場合には、勾留理由開示公判において意見陳述をできるという希望を持たせることで、喋りたいという欲求を抑える力とする。
- ⑦ 公判廷での求釈明や意見陳述を行うことで、自分なりの事件への対処を試みることにより、冷静さを取り戻すきっかけとなる。

これらの意義ももちろん大切ではあるが、勾留理由開示制度が本来有する（あるいは、有するべきであった）意義は上記のものに止まらないはずである。今後は、本稿で明らかとなった勾留理由開示制度の現状をふまえて、同制度

(55) 吉岡良治「起訴前弁護の基本問題」自由と正義 38 巻 7 号（1987 年）35 頁以下、39 頁、掛樋美佐保「Q & A 刑事弁護 勾留理由開示請求」季刊刑事弁護 54 号（2008 年）142 頁以下、山内久光『Q & A 刑事弁護の理論と実践』（日本加除出版、2012 年）94 頁以下等。

を活用するための解釈論・立法論について更に検討を進めたい。

〔付記〕 本稿は、JSPS 科研費（若手研究 19K13535）の助成による研究成果の一部である。

《参考資料》

- ※ 以下の表中の数値は、一部を除いて司法統計年報に掲載されたものに基づく。
- ※ 表中「…」は不詳、統計中の表示省略又は調査対象外の場合である。
- ※ 表中「0」は該当数値の無い（0人，0回等）の場合である。

【表 1：簡易裁判所における勾留理由開示制度の利用状況】

年次	被疑者側の請求 (A)	被告人側の請求 (B)	請求総数 (C = A + B)	勾留状発付数 (D)
昭和 27 年	…	…	276	97153
昭和 28 年	…	…	80	86986
昭和 29 年	…	…	…	…
昭和 30 年	…	…	70	103869
昭和 31 年	…	…	17	86056
昭和 32 年	…	…	21	79131
昭和 33 年	…	…	73	76963
昭和 34 年	…	…	60	77457
昭和 35 年	…	…	124	72930
昭和 36 年	…	…	76	69110
昭和 37 年	50	5	55	61154
昭和 38 年	85	9	94	58969
昭和 39 年	32	9	41	57038
昭和 40 年	79	16	95	57962
昭和 41 年	41	9	50	57327
昭和 42 年	90	11	101	56841
昭和 43 年	48	13	61	51663
昭和 44 年	400	12	412	58578
昭和 45 年	112	16	128	50083

98 - 勾留理由開示制度の現状（堀田）

昭和 46 年	96	17	113	48155
昭和 47 年	113	25	138	47120
昭和 48 年	71	20	91	43546
昭和 49 年	65	12	77	42570
昭和 50 年	78	22	100	46911
昭和 51 年	57	11	68	48057
昭和 52 年	71	16	87	48780
昭和 53 年	99	4	103	48015
昭和 54 年	65	0	65	48760
昭和 55 年	79	4	83	48343
昭和 56 年	57	10	67	51232
昭和 57 年	68	4	72	53051
昭和 58 年	126	2	128	53236
昭和 59 年	81	3	84	53325
昭和 60 年	92	4	96	52877
昭和 61 年	58	2	60	50890
昭和 62 年	82	8	90	50015
昭和 63 年	52	12	64	45886
平成元年	72	5	77	43627
平成 2 年	92	6	98	43148
平成 3 年	102	6	108	44202
平成 4 年	143	6	149	46539
平成 5 年	150	9	159	49689
平成 6 年	167	4	171	49312
平成 7 年	114	10	124	47527
平成 8 年	150	9	159	49870
平成 9 年	143	6	149	53368
平成 10 年	137	5	142	54429
平成 11 年	107	2	109	58348
平成 12 年	159	7	166	62988
平成 13 年	174	6	180	65827
平成 14 年	170	2	172	71624
平成 15 年	181	7	188	75412
平成 16 年	157	2	159	77521
平成 17 年	177	8	185	79065
平成 18 年	188	6	194	80002
平成 19 年	228	9	237	75809
平成 20 年	229	9	238	74255
平成 21 年	296	5	301	78300
平成 22 年	381	7	388	75775
平成 23 年	431	8	439	72447
平成 24 年	411	3	414	72613

平成 25 年	315	12	327	70427
平成 26 年	343	6	349	70064
平成 27 年	280	6	286	69748
平成 28 年	294	3	297	65364
平成 29 年	223	5	228	62186
平成 30 年	232	3	235	58037
令和元年	252	6	258	56054
令和 2 年	234	2	236	52940

【表 2：地方裁判所における勾留理由開示制度の利用状況】

年次	被疑者側の請求 (A)	被告人側の請求 (B)	請求総数 (C = A + B)	勾留状発付数 (D)
昭和 27 年	…	…	2962	118184
昭和 28 年	…	…	506	105692
昭和 29 年	…	…	…	…
昭和 30 年	…	…	244	118174
昭和 31 年	…	…	106	90305
昭和 32 年	…	…	123	88007
昭和 33 年	…	…	332	98721
昭和 34 年	…	…	292	94443
昭和 35 年	…	…	363	89654
昭和 36 年	…	…	284	90238
昭和 37 年	217	35	252	83397
昭和 38 年	211	77	288	76736
昭和 39 年	102	45	147	70155
昭和 40 年	245	44	289	71686
昭和 41 年	175	28	203	67528
昭和 42 年	254	27	281	60096
昭和 43 年	322	73	395	55999
昭和 44 年	1249	1048	2297	56354
昭和 45 年	357	503	860	49017
昭和 46 年	462	225	687	53508
昭和 47 年	531	143	674	50657
昭和 48 年	288	88	376	46457
昭和 49 年	385	88	473	43801
昭和 50 年	376	125	501	47491
昭和 51 年	401	60	461	50098
昭和 52 年	315	55	370	52272
昭和 53 年	284	167	451	51781
昭和 54 年	225	73	298	49083

100 - 勾留理由開示制度の現状（堀田）

昭和 55 年	198	39	237	49317
昭和 56 年	196	61	257	50928
昭和 57 年	157	43	200	53462
昭和 58 年	216	41	257	54840
昭和 59 年	211	28	239	56646
昭和 60 年	366	31	397	56159
昭和 61 年	202	28	230	52354
昭和 62 年	191	64	215	51914
昭和 63 年	161	23	184	48581
平成元年	163	51	214	41789
平成 2 年	224	32	256	37203
平成 3 年	167	39	206	37996
平成 4 年	198	56	254	38942
平成 5 年	262	40	302	41453
平成 6 年	226	39	265	44580
平成 7 年	212	49	261	47213
平成 8 年	254	31	285	49484
平成 9 年	249	44	293	53340
平成 10 年	231	38	269	55424
平成 11 年	199	41	240	58617
平成 12 年	233	60	293	64951
平成 13 年	246	62	308	69250
平成 14 年	215	57	272	73468
平成 15 年	209	59	268	80415
平成 16 年	236	36	272	79446
平成 17 年	241	61	302	77854
平成 18 年	230	47	277	72254
平成 19 年	277	65	342	64427
平成 20 年	368	57	425	59122
平成 21 年	261	73	334	53174
平成 22 年	302	68	370	49140
平成 23 年	357	88	445	46720
平成 24 年	361	80	441	47856
平成 25 年	290	72	362	45750
平成 26 年	276	74	350	44805
平成 27 年	261	72	333	45368
平成 28 年	299	90	389	44095
平成 29 年	261	91	352	42341
平成 30 年	288	65	353	42871
令和元年	226	57	283	40762
令和 2 年	192	73	265	41105

【表3：高等裁判所における勾留理由開示制度の利用状況】

年次	被疑者側の請求 (A)	被告人側の請求 (B)	請求総数 (C = A + B)	勾留状発付数 (D)
昭和27年	…	…	12	9
昭和28年	…	…	5	10
昭和29年	…	…	11	
昭和30年	…	…	3	3
昭和31年	…	…	3	14
昭和32年	…	…	3	3
昭和33年	…	…	1	3
昭和34年	…	…	4	5
昭和35年	…	…	4	8
昭和36年	…	…	1	4
昭和37年	…	0	0	8
昭和38年	…	2	2	3
昭和39年	…	25	25	6
昭和40年	…	8	8	13
昭和41年	…	1	1	1
昭和42年	…	5	5	1
昭和43年	…	0	0	9
昭和44年	…	5	5	7
昭和45年	…	3	3	8
昭和46年	…	7	7	3
昭和47年	…	0	0	3
昭和48年	…	4	4	7
昭和49年	…	1	1	10
昭和50年	…	3	3	18
昭和51年	…	3	3	5
昭和52年	…	2	2	5
昭和53年	…	7	7	8
昭和54年	…	…	…	15
昭和55年	…	2	2	11
昭和56年	…	3	3	7
昭和57年	…	2	2	14
昭和58年	…	0	0	6
昭和59年	…	0	0	5
昭和60年	…	3	3	14
昭和61年	…	2	2	4
昭和62年	…	4	4	6
昭和63年	…	4	4	4
平成元年	…	0	0	6

平成2年	…	1	1	3
平成3年	…	4	4	10
平成4年	…	4	4	8
平成5年	…	3	3	4
平成6年	…	1	1	8
平成7年	…	1	1	13
平成8年	…	1	1	11
平成9年	…	8	8	5
平成10年	…	3	3	9
平成11年	…	4	4	7
平成12年	…	4	4	26
平成13年	…	2	2	19
平成14年	…	8	8	11
平成15年	…	8	8	3
平成16年	…	10	10	18
平成17年	…	12	12	15
平成18年	…	5	5	21
平成19年	…	1	1	35
平成20年	…	2	2	35
平成21年	…	8	8	34
平成22年	…	3	3	30
平成23年	…	6	6	23
平成24年	…	3	3	5
平成25年	…	6	6	4
平成26年	…	3	3	4
平成27年	…	…	…	5
平成28年	…	7	7	4
平成29年	…	…	…	6
平成30年	…	5	5	8
令和元年	…	2	2	11
令和2年	…	4	4	3

【表4：最高裁判所における勾留理由開示制度の利用状況】

年次	被疑者側の請求 (A)	被告人側の請求 (B)	請求総数 (C = A + B)	勾留状発付数 (D)
昭和27年	…	…	0	…
昭和28年	…	…	1	…
昭和29年	…	…	9	…
昭和30年	…	…	2	…
昭和31年	…	…	1	…

昭和32年	…	…	2	…
昭和33年	…	…	1	…
昭和34年	…	…	2	…
昭和35年	…	…	1	…
昭和36年	…	…	0	…
昭和37年	…	…	0	…
昭和38年	…	…	0	…
昭和39年	6 ⁽⁵⁶⁾	7	13	…
昭和40年	…	0	0	…
昭和41年	…	0	0	…
昭和42年	…	0	0	…
昭和43年	…	2	2	…
昭和44年	…	1	1	…
昭和45年	…	0	0	…
昭和46年	…	0	0	…
昭和47年	…	0	0	…
昭和48年	…	2	2	…
昭和49年	…	3	3	…
昭和50年	…	1	1	…
昭和51年	…	3	3	…
昭和52年	…	1	1	…
昭和53年	…	2	2	…
昭和54年	…	2	2	…
昭和55年	…	1	1	…
昭和56年	…	1	1	…
昭和57年	…	0	0	…
昭和58年	…	0	0	…
昭和59年	…	0	0	…
昭和60年	…	0	0	…
昭和61年	…	0	0	…
昭和62年	…	1	1	…
昭和63年	…	1	1	…
平成元年	…	2	2	…
平成2年	…	0	0	…
平成3年	…	0	0	…
平成4年	…	0	0	…
平成5年	…	1	1	…

(56) 誤記と思われるが、司法統計年報上、訂正が為されていないため、そのまま記載する。

最高裁判所事務総局『昭和39年司法統計年報 2 刑事編 上』総覧17頁第20表(刑事雑事件の種類別新受人員-全裁判所および最高, 全高等・地方・簡易裁判所)。

104 - 勾留理由開示制度の現状（堀田）

平成6年	…	0	0	…
平成7年	…	0	0	…
平成8年	…	2	2	…
平成9年	…	1	1	…
平成10年	…	0	0	…
平成11年	…	1	1	…
平成12年	…	0	0	…
平成13年	…	3	3	…
平成14年	…	1	1	…
平成15年	…	0	0	…
平成16年	…	4	4	…
平成17年	…	5	5	…
平成18年	…	2	2	…
平成19年	…	3	3	…
平成20年	…	4	4	…
平成21年	…	1	1	…
平成22年	…	2	2	…
平成23年	…	5	5	…
平成24年	…	1	1	…
平成25年	…	0	0	…
平成26年	…	2	2	…
平成27年	…	2	2	…
平成28年	…	1	1	…
平成29年	…	3	3	…
平成30年	…	4	4	…
令和元年	…	2	2	…
令和2年	…	3	3	…